明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（六二）　三
〔政　令〕
○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一三）　四
○弁護士会登記令の一部を改正する政令（三一四）
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一五）
○中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（三一六）　二
〔条　約〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定（五）　三
〔府　令〕
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五〇）　六
〔告　示〕
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務三〇九）　六八

本号で公布された法令のあらまし

◇矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（法律第六二号）（法務省）

1　目的

この法律は、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その兼業についての国家公務員法の特例及びその勤務時間についての一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の特例等を定めることにより、その能力の維持向上の機会の付与等を図り、もってその人材の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　国の責務

㈠　国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　国は、矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第三条第二項関係）

3　兼業の許可の特例等

㈠　矯正医官は、部外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・法務省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該矯正医官が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下同じ。）を行うことが、次のいずれかに該当するときは、法務大臣の承認を受けることができることとした。（第四条第一項関係）

(1)　その正規の勤務時間において、勤務しないこととなる場合

(2)　報酬を得て、行うこととなる場合

㈡　㈠の承認を受けた矯正医官が、その正規の勤務時間において、部外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法第一〇一条第一項前段の規定は、適用しないこととした。（第四条第二項関係）

㈢　㈠の承認を受けた矯正医官が、報酬を得て、部外診療を行う場合には、国家公務員法第一〇四条の許可を要しないこととした。（第四条第三項関係）

㈣　㈠の承認を受けた矯正医官が、その正規の勤務時間において、部外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、一般職の職員の給与に関する法律第一九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給することとした。（第四条第四項関係）

4　勤務時間の割振りの特例

法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について矯正医官の申告を考慮して当該矯正医官の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、矯正医官の申告を経て、四週間ごとの期間につき当該矯正医官の勤務時間を割り振ることができることとした。（第五条第一項関係）

5　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一三号）（総務省）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三四号）の施行期日を平成二八年四月一日とすることとした。

◇弁護士会登記令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（法務省）

1　弁護士会の登記の申請において、登記の申請書への登記事項証明書の添付に代えて申請書に会社法人等番号を記載することができることとした。（第一五条関係）

2　この政令は、平成二七年一〇月五日から施行することとした。